

岸和田市景観審議会及び岸和田市景観審査小委員会について

●岸和田市景観審議会とは

岸和田市景観審議会とは、岸和田市景観形成基本方針、その他本市景観に係る重要事項についての調査審議等に関し、岸和田市附属機関条例に基づき設置されるものです。

委員の定数（又は上限の数）は 14 名以内とされ、景観行政又は景観形成に関し学識を有するもの、公募した市民及び市長が必要と認めたもので構成することとしています。

主な審議（協議、調査）事項は次のとおりとなります。

- ・ 岸和田市景観形成基本方針の策定又は変更
- ・ 岸和田市景観計画の策定又は変更
- ・ 大規模建築物等の届出に係る変更等必要な措置又は変更命令等及び公表を行う場合
- ・ 景観重要樹木・建造物の指定及び原状回復命令等、管理に関する命令又は勧告を行う場合
- ・ 景観協定を認可する場合

【岸和田市附属機関条例】

第2条（設置）

本市の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置する。

- 2 市長その他の執行機関は、附属機関における調停、審査、審議又は調査のために必要があると認めるときは、当該附属機関に分科会、部会その他これらに類する組織を設け、又は専門委員若しくは臨時委員を置くことができる。

《別表4》

名称	担当事務	委員の定数又は上限の数
岸和田市 景観審議会	岸和田市景観条例第8条の基本方針その他本市の景観に係る重要事項についての調査審議に関する事務	14 人以内

【岸和田市景観審議会規則】

第2条（組織）

審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 景観行政又は景観形成に関し学識経験を有する者
- (2) 公募した市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

第3条（任期）

委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

第6条（会議）

審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

●景観審議会開催及び終了後の流れ

岸和田市景観審議会開催までの流れは概ね次のとおりです。

- ①概ね2カ月前 : 開催予定日の日程調整を行います（各委員宛にメール等で確認）。
- ②概ね1カ月前 : 開催日をお知らせします（各委員宛に開催通知送付）。
- ③概ね1週間前 : 審議会において審議又は報告する資料を郵送にてお送りします。
- ④審議会当日 : 審議を行います（内容については次項を参照）。
- ⑤会議録の確認 : 会長及び会長より指名された議事録署名人（2名）により事務局よりメール送信された議事録を確認。

●景観審議会について

景観審議会における審議内容は概ね次の通りです。

（1）審議会における審議内容

議 事	議事事項の基準	解 説
市長からの諮問に対して答申する	景観施策における重要な事項	根拠法令に基づき審議会に意見を求める場合 ・基本方針、景観計画の変更等 （別途都市計画審議会への諮問が必要） ・景観重要建造物、樹木の指定・解除 ・景観協定の認可 ・その他
市長からの議案に対して承認する	景観施策における調査助言が必要な事項	根拠法令に位置づけはないものの審議会からの助言を求める場合 ・条例に基づく分科会等の委員選出 ・景観啓発、表彰に関する各種事項
市長からの報告を受け	審議会への報告が必要な事項	審議会への周知が必要な場合 ・各種計画策定に関する情報提供など
その他市長からの連絡事項	その他	その他審議会に報告等が必要な場合

（2）審議会の公開

①審議会の公開又は非公開の判断

個人情報等公開するに適さない事項を審議する場合のみ非公開となりますが、それ以外は公開することとなります。

②審議会の公開方法

- i) 事前公表 : 審議会の開催日時、場所及び議題等を広報誌、HP等にて告知
- ii) 傍聴 : 会場前で審議会開始の10分前までに先着8名までを受付
- ii) 事後公開 : 会議録及び会議資料を会議録終了後概ね1か月以内に市役所内情報公開コーナー及び市HPにて公開します